第5章 産業連関表について

第1節 産業連関表の概念

1 産業連関表とは

産業連関表とは、一定の期間(通常、暦年単位の1年間)に、一定の地域(例えば、国内または神戸市内など)で生じた全ての生産物(財・サービス)に係る産業相互間及び産業・最終消費者間の取引関係を表した一覧表で、各産業における生産物の費用構成(投入:Input)と販路構成(産出:Output)を表すことから、「投入産出表(Input-Output Table)」、略して「I-O表」とも呼ばれている。

産業連関表では、国(市)民経済計算において、重複部分(中間生産物)として捨象されている産業間の相互取引をも含んでおり、生産活動の全容を明らかにしているところに特色がある。

2 国民経済計算体系 (93SNA) における産業連関表

(1) 国民経済計算体系の概念

93 S N A (S N A; System of National Accounts) とは、平成5年(1993年)に国際連合が各国に提示した国民経済計算の国際的標準体系である。

次の5つの勘定が体系的かつ整合的に統合され、国全体の経済活動について、実物(財・サービス) と資金(金融)、フローとストックの各側面から多角的かつ総合的に計測・分析することが可能である。

- ① 国民所得勘定(生産・支出・分配の3面における実物の流れ)
- ② 産業連関表 (産業間の投入・産出構造)
- ③ 資金循環表
- ④ 国民貸借対照表 (国の資産・負債の状態)
- ⑤ 国際収支表 (海外との取引)

(2) 産業連関表と市民経済計算

「市民経済計算」は、「国民経済計算体系」(93 S N A)における国民所得統計の概念や仕組みを市域に援用し、一定期間(通常 1 会計年度)に市内の経済活動により新たに生み出された付加価値額(生産額)を、生産・分配・支出の三面から、事後的に総合的・体系的に計測する統計システムである。市経済の総合的指標として、市の経済規模、産業構造及び所得水準を明らかにすることを目的としている。

産業連関表と市民経済計算は、双方とも一定期間における財・サービスの流れをとらえ、経済活動の主体を企業、家計、政府などに大別する点で共通である。

しかし、市民経済計算では、他産業で産出されたものを使用する「中間投入部門」は、重複計算にならないように、生産額から差し引いて付加価値を積み上げていくが、産業連関表では、むしろその省かれた中間投入過程に注目して、その取引の実態を詳細にとらえることに重点を置いている。

〈主な相違点〉

| 項目 | 産業連関表 | 市民経済計算 |
|--------------|---------------|-------------------|
| ① 対象期間 | 暦 年 | 年度 |
| ② 部門分類 | アクティヒ゛ティ・ヘ゛ース | 事業所単位 |
| ③ 対象ベース | 属地主義(市内ベース) | 生産・支出…属地主義(市内ベース) |
| | | 所得 …属人主義(市民ベース) |
| ④ 家計外消費支出の扱い | 付加価値に含む | 中間投入に含む |
| ⑤ 作成·公表時期 | 5年ごと | 毎年 |

3 部門分類

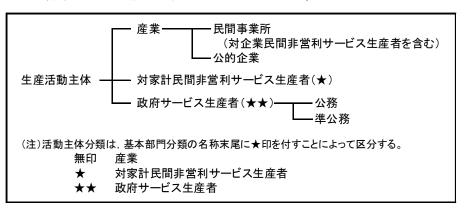
産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。部門分類は原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」(アクティビティ・ベース)によって分類される。したがって、同一事業所内で2つ以上の生産活動が行われている場合は、それぞれの生産活動ごとに分類する。なお、「最終需要部門」及び「粗付加価値部門」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

4 生産活動主体分類

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、産業の生産活動による「商品」が主たる対象となる。しかし、それ以外にも、政府機関や非営利団体から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」が「商品」の一つとして、記録の対象に含まれる。

産業連関表では、財・サービスの生産・供給主体に着目して、その関係を明らかにするため「生産活動主体分類」を設け、基本分類を「産業」、「対家計民間非営利サービス生産者」、「政府サービス生産者」の3つに再分類している。

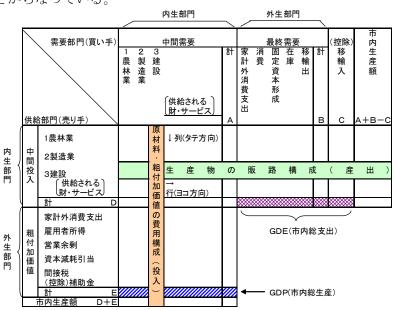
以上のように、産業連関表の基本分類は、財・サービスを生産する「生産活動単位」による分類と「生産活動主体」による分類の二重の機能を有していることとなる。



5 産業連関表の構成

産業連関表は、一定期間(通常1暦年間)の一定地域における経済活動の様相を生産物(財・サービス)の取引関係を中心にして、1つの経済循環の見取図としてまとめたもので、生産活動を営む「産業部門」と、それ以外の「非産業部門」とからなっている。

産業と産業のクロスする部分(産業部門)を内生部門といい,粗付加価値及び最終需要(非産業部門)を 外生部門という。



(1) 内生部門

各産業が商品を生産するために購入する原材料等の財・サービスが、各産業間で取引される関係を指し、産業連関表の中心をなしている。

(2) 粗付加価値部門

各産業の生産活動によって新たに生み出された価値の総額を表し、雇用者所得(賃金など)、営業 余剰(企業の利潤)などから構成される。この合計がいわゆる市内総生産である。

(3) 最終需要部門

最終生産物に対する需要で、家計の消費や企業の消費、投資、政府支出などから構成される。

6 産業連関表の見方

産業連関表は、次の2つの側面から読むことができる。

(1) タテ方向

産業連関表をタテ方向の「列」に沿ってみると、ある産業(列部門)が財・サービスを生産するのに必要な原材料などを、どの産業(各行部門)からどれだけ購入(中間投入)したか、さらに、生産活動をする上で、賃金(雇用者所得)や利潤(営業余剰)などの粗付加価値の金額がいくらか、つまり、その産業の費用構成を示している。

(タテ方向のバランス式)

総供給 = 中間投入+粗付加価値+移輸入

= 市内生産額+移輸入

(2) ヨコ方向

産業連関表をヨコ方向の「行」に沿ってみると、ある産業(行部門)の生産物がどの産業(各列部門)にどれだけ販売(中間需要)されたか、あるいは、市内の消費・投資、市外(国外を含む)の需要に対してどれだけ生産物を販売(移輸出)したかなどの最終需要や、さらには、市外(国外を含む)からどれだけ購入(移輸入)したか、つまり、その産業部門の販路構成を示している。

(ヨコ方向のバランス式)

総需要 = 中間需要+最終需要

= 市内生産額+移輸入

さらに、産業連関表の特徴として、タテ方向の合計とヨコ方向の合計は必ず一致する。

(全体のバランス式)

(タテ方向) (ヨコ方向)

- ①総供給 = 総需要
- ② 中間投入 = 中間需要
- ③ 粗付加価値 = 最終需要-移輸入

第2節 雇用表の見方・使い方

雇用表は、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、雇用者数(常用雇用者数,臨時雇用者数),有給役員数、個人業主及び家族従業者数に分けて年平均人数で表示したものである。

1 雇用表の見方

雇用表の表側は産業連関表の部門分類と一致しており、表頭は従業上の地位別内訳となっており、区 分は以下のとおりである。

個人業主:個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者。

家族従業者:個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。(賃金や給料を受けている者は雇用者に分類される)

有給役員:常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても職員を 兼ねて一定の職務に就き、一般の職員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けて いる者は雇用者とする。

常用雇用者:1か月を超える期間を定めて雇用されている者,及び18日以上雇用されている月が2か月以上継続している者。この条件を満たす限り,見習い,パートタイマー,臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。なお,休職者も含む。

臨時雇用者:1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者のうち, 1か月のうち18日以上雇用されている月が継続しない者。

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門と一致しており、事業者を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づく生産活動単位(アクティビティ・ベース)による分類である。

なお、特殊な扱いをする部門である「事務用品」には従業者がいないものとしている。

2 雇用表の使い方

雇用表により、就業構造が把握できるほか、就業(雇用)係数、就業(雇用)誘発係数等を産業連関表と併せて用いることで、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及効果分析等を行うことができる。

(1) 就業係数, 雇用係数

就業(雇用)係数とは、各部門の従業者数(雇用係数の場合は有給役員、常用雇用、臨時・日雇) を対応する部門の生産額で除したもので、1単位の生産を行うために投入される労働量を示している。

就業(雇用)係数=従業者数(有給役員、常用雇用者及び臨時雇用者)÷市内生産額

(2) 就業誘発係数, 雇用誘発係数

就業(雇用)係数に逆行列係数を乗じたものが就業(雇用)誘発係数で、ある部門に1単位の最終需要が生じた場合に、他部門に波及する分も含めて、全産業でどれだけ労働力需要が誘発されるかを示す。

就業誘発係数[正方行列]=就業誘発係数[対角行列]×逆行列係数[正方行列]

第3節 平成23年神戸市産業連関表作成の考え方

1 期間,対象及び記録の時点

平成23年(2011年)の1年間の神戸市内における財・サービスの生産活動及び取引が対象である。記録の時点は、原則として「発生主義」である。

2 基本方針

部門設定・概念・定義・推計方法など作業の基本方針は、国の産業連関部局長会議(総務省外全10省庁)による「平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱」(平成25年1月)に準拠し作成した。

3 価格評価

- (1) 取引活動は,前回(平成17年表)と同様,生産及び取引の時点の金額による価格評価である。
- (2) 国内生産額の価格評価は、前回と同様、「実際価格」に基づく評価である。
- (3) 輸出入品の価格評価については、前回と同様、普通貿易の輸入は海上運賃及び保険料が含まれた C IF (cost, insurance and freight), 普通貿易の輸出は本船渡しのFOB (free on board)の評価 (流通コストを除く) である。
- (4) 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」である。

4 表の基本構造

- (1) 表は, 前回と同様, 商品(行)×商品(列)の表とし, 1次統計資料を基に直接作成している。
- (2) 表形式は「生産者価格評価表」である。
- (3) 移輸入の取扱いは「競争移輸入型」である。

5 部門分類

(1) 基本分類及び統合分類

部門分類は、原則として国に準じ、「アクティビティ・ベース」により基本表は190部門とした。 生産額を推計するために、国の基本分類行518×列397を作業用分類として使用した。また、公表 用として統合大分類表(39部門表)を作成した。

| 区分 | 神戸市表 | (参考) 全国表 | |
|-------|-----------|-----------|--|
| 作業分類 | 行518×列397 | 行518×列397 | |
| 基本分類 | 190 | 190 | |
| 統合大分類 | 3 9 | 3 7 | |

(2) 最終需要部門と粗付加価値部門

- ①最終需要部門及び粗付加価値部門に,前回と同様,「家計外消費支出」を設定している。
- ②最終需要部門に輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税を計上するための「調整項」について、輸出品に関する部門であることから、前回までは「輸出計」の内訳としていたが、あくまで国内の流通過程で発生した消費税を計上していることから、平成23年表では、国に準じて「国内需要」の1部門として位置付けを変更した。

6 特殊な取扱い

(1) 屑・副産物の取扱い

「マイナス投入方式(ストーン方式)」とした。

(2) 帰属計算

国に準じて,生命保険及び損害保険の帰属保険サービス,政府建物に係る資本減耗引当,持家住 宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料について帰属計算した。

(3) 仮設部門の設定

国に準じて,商品の性格,表の作成・利用上の便宜等を考慮して,事務用品,自家活動(自家用自動車輸送),古紙,鉄屑及び非鉄金属屑を設定した。

(4) 物品賃貸業の取扱い

国に準じて、物品賃貸業については所有者主義で推計した。

7 平成23年表における部門分類の変更等

(1) 部門分類の変更

本市において、平成23年表の部門分類数を、次のとおり変更した。

| 区分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成23年 |
|-----------|-------|-------|-------|
| (1)分類(列) | 5 1 7 | 5 2 0 | 5 1 8 |
| (行) | 4 0 5 | 407 | 3 9 7 |
| (2) 基本分類 | 188 | 1 9 0 | 190 |
| (3) 統合大分類 | 3 4 | 3 4 | 3 9 |

平成23年全国表においては、平成19年3月改定の日本標準産業分類を踏まえつつ、近年の経済構造の変化に対する見直しが行われた。本市においてはこれに概ね準じるとともに、神戸経済の構造や産業政策の取り組みを踏まえ、独自の部門分類変更を行った。

〈統合大分類の変更点〉「」は平成17年分類,『』は23年分類

- ①日本標準産業分類の改定によるもの
- ・「一般機械」等を『はん用機械』、『生産用機械』及び『業務用機械』に再編。
- ②神戸市独自の分類変更
- ・「その他の公共サービス」を『その他の非営利団体サービス』に名称変更,そのうち『教育』と『研究』を分割。
- ・「医療・保健・社会保障・介護」を『医療』、『保健・社会保障・介護』に分割。
- ・「飲食店・宿泊業」を『宿泊業』、『飲食サービス』に分割。

(2) 消費税の扱い

消費税の納税額については、平成2年表までは、粗付加価値部門の「営業余剰」に含めていたが、 平成12年表から国の扱いに準じて(全国表は平成7年表から)「間接税」に含めるよう改めた。

(3) 93SNAへの対応

- ① 消費概念の2元化
- ② 対家計民間非営利サービス生産者の範囲
- ③ 動植物の育成成長物の取扱い
- ④ 歴史的記念物の取扱
- ⑤ 民間転用可能な固定資本の取扱 (軍の支出)
- ⑥ 自己勘定生産物の評価
- (7) 公的企業の範囲の見直し

⑧ 鉱物探査、コンピューター・ソフトウェアの生産資産への計上

8 作成手順の概略

産業連関表の作成事業は、基本方針・基本要綱の決定、これらに基づく計数の推計を行うための資料の収集・整理、計数の推計と調整、結果の公表という手順で行われる。その資料が膨大であり、作業内容も広範多岐なことから、作成期間は約5か年に渡っている。

(1) 部門分類の設定

作成の基礎資料となる各種統計はそれぞれ異なった分類により作成されているので,市内の産業活動を一つの表上に統一的に記録するため,産業連関表の部門分類(概念・定義・範囲)を設定する。以下の作業は,この部門分類に従って行われる。

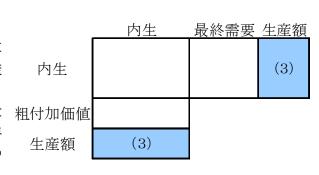
(2) 特別調査の実施

産業連関表作成に当たって、投入構造及び移出入等の基礎資料を収集して産業連関表の精度向上を図るため、国からの委託を受けた各種特別調査の外、独自調査を行っている。本市においては、 兵庫県と合同で「兵庫県商品流通調査」を平成24年度に実施した。

(3) 市内生産額の推計

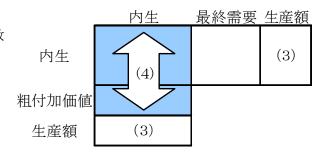
各種センサスなど統計調査結果の積み上げ計算 や,国値や県値の按分により,部門別の市内生産 額(CT)を推計する。

なお,推計にあたっては,主に,経済産業省大 粗付加価値 臣官房調査統計グループ経済解析室編「平成23年 地域産業連関表作成基本要綱」(平成25年5月)等の 要綱・マニュアルに準拠した。



(4) 投入額(原材料や粗付加価値細目)の推計

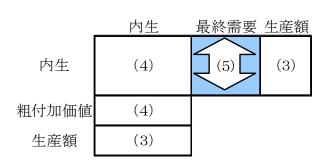
(3)で推計した市内生産額を全国表の投入係数を用いて各行に按分し、投入表を作成した。



(5) 最終需要部門の推計

(3) における要綱・マニュアル等を参考に, 市民経済計算の推計結果などから,最終需要項 目(列)別に部門(行)ごとの推計を行い,産出表 を作成した。

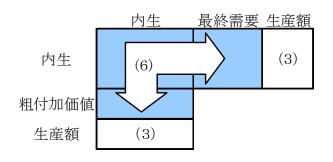
これによらない場合は、項目計を先に求め、これを全国表の構成比率で配分した。



(6) 投入額と産出額の計数調整(バランス調整)

投入・産出の計数は、それぞれ異なる統計から推計されたものであり、当初は別々となっているため、これを全部門の計数について調整一致させ、一表にまとめた。

なお,バランス調整においては,数値の精度 上の観点から,投入側をほぼ固定させ,産出側 の数値(特に最終需要部門)を中心に調整を行った。



ただし、最終需要部門のない行部門については、内生部門での調整とした。 また、産出側の数値で調整できない場合は、投入側の数値で調整を行った。

9 その他

本市においては、昭和30年表を作成したのを皮切りに、本報告書の平成23年(2011年)表で第11回目の作成になる。(平成7年表は阪神・淡路大震災の影響を考慮し作成しなかった)

また、平成23年神戸市産業連関表の作成にあたっては、兵庫県企画県民部政策室統計課から、貴重な資料を提供していただくなど、様々なご協力をいただいた。

(参考) 産業連関表作成の概念・部門

1 市内概念

産業連関表の記録の対象は、一定期間内に生産された中間生産物を含むすべての財・サービスであり、その生産の範囲は、いわゆる「市内概念」によって規定されている。したがって、市民経済計算とは異なり、市内居住者が市外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含まれず、市内の企業が非居住者に支払った賃金、配当などは含まれる。また、市内の事業所による市外でのサービスに関する収入は、「移出」として取扱う。

2 移輸入の取扱い = 「競争移輸入型」

地域の経済を対象とする産業連関表において、移輸入の取扱いには大きく分けて2つの方法がある。 「競争移輸入型」とは、同じ種類の財については、市内産品と移輸入品とは区別せず、全く同じ取り扱いをする同一の部門として処理する方式であり、市表ではこの方式を用いている。これに対して、「非競争移輸入型」とは、全く同じ種類の財であっても、市内産品と移輸入品とを区別して、取り扱う方式である。

3 取引活動記録の時点 = 「発生主義」

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義」による。発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点において記録する。発生主義に対して「現金主義」があるが、これは、所得や支払いが実際に行われた時点を記録時点として、適用する方法である。

生産活動に伴う所得の発生と分配,支払いまでの経済の流れは,通常,タイムラグを生ずるので,現金主義で記録すると,産業連関表の二面等価(「付加価値部門の合計」=「最終需要部門(移輸入を控除)の合計」)は成立しない。しかし,発生主義で記録すると,二面等価は常に達成されることになる。

4 価格評価の方法 = 「原則として生産者価格・実際価格評価」

(1) 国内生産物の価格評価

取引基本表には、個々の取引が金額によって記録されているが、その際「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって、生産額も取引額も変化することになるからである。 一般に価格のとらえ方には、次の二つの考え方がある。

①「生産者価格」と「購入者価格」

「生産者価格」とは、生産者が出荷する段階での販売価格を指し、流通コスト(国内貨物運賃及び商業マージン)を含まない。これに対して「購入者価格」とは、消費者(需要者)が購入する段階での流通コスト(同)を含む。市表では、財の評価は「生産者価格」を用いている。

また、サービスは売上額で、商業はマージン額で、公共サービスの多くは総経費によって評価している。各生産額は、それぞれの投入内訳と産出内訳の合計であるが、統計の精度が高く、推計作業では固定値となるので、コントロール・トータル(CT: Control Totals)とよばれる。

②「実際価格」と「統一価格」

実態経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的・時期的な要因、コスト及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。「実際価格」とは、実際に取引が行われる価格で評価するもので、これに対して、「統一価格」とは、同一の財については、同一の価格を想定して処理するものである。

国及び市表では、「統一価格」による方法は採用せず、「実際価格」を用いている。

(2) 輸出入品の価格評価

① 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、「生産者価格評価」の場合は、国内向けの財と同様、工場渡しの生産者価格で評価する(「購入者価格評価」の場合は、本船渡しのFOB(free on board)の価格で評価)。

② 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、「生産者価格評価」及び「購入者価格評価」のいずれの場合も、海上運賃及び保険料が含まれたCIF (cost, insurance and freight) 価格で評価する。

③ 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入, すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財の取引額については, 国際収支表等から推計される。

5 中間需要と最終需要の取引の計上方法

(1) 中間需要部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には、各部門間で行われた財・サービスの取引額を示している。ただし、内生部門に掲げられた取引額は、正確には、その年の生産に必要とされた財・サービスの「消費額」を意味しており、その年に行われた取引額(購入額)がそのまま計上されるのではない。

(2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上の、いわゆる資本財については、建設部門がその建設活動の中間財として購入した場合 (建設迂回) や船舶等に組み込まれた場合(船舶迂回)等を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「市内総固定資本形成」に計上する。

なお,各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分(いわゆる減価償却費)は,粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

(3) 在庫

対象年次(平成23年)に生産された製品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについては、最終需要部門の「生産者製品在庫純増」に計上する。

また、半製品及び仕掛品については、当該年の生産活動に係る分(当年末残高-前年末残高)を「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。

当該年に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについては、「原材料在庫純増」 に計上するが、この場合、その原材料を購入した産業(行)部門との交点に計上するのではなく、そ の商品(原材料)の属する行部門との交点に計上している。

卸売・小売業が販売のために仕入れた商品のうち,販売されなかったものは,「流通在庫純増」として,これも商品の属する行部門との交点に計上される。

なお、これらは「在庫純増」部門に一括して計上される。

6 消費税の取扱い

消費税の表示方法は、各取引額に消費税額を含む、いわゆる「グロス (Gross) 表示」である。

7 特殊な取扱いをする部門

(1) 商業部門の活動の推計方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、商業部門を経由して行われるものが大部分である。

これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係は非常にわかりにくいものとなることから、商業部門を経由することなく、部門間で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージンを需要者の経費として、需要者と商業部門の交点に一括計上することとしている。

(2) コスト商業とコスト運賃

上記(1) のような通常の流通経費とは別に、各列部門の直接的な費用として処理される特別な商業活動があり、これらの経費は、「コスト商業」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれの列部門と行部門の「商業」との交点に計上する。(中古品の取引等)

(3) 屑・副産物等の取扱い

産業連関表では、一つの生産活動は一つの生産物しか生産しないことを前提としているが、現実には一つひとつの生産活動が、目的とする生産物(主産物)のほかに、生産工程上、必然的に別の生産物を生産する場合がある。この生産物を、生産物の生産部門が他にある場合には「副産物」と呼び、ない場合には「屑」と呼ぶ。

屑・副産物の取扱いについては、全国表に従い、発生部門(列)と副産物を主産物とする部門(行) との交点にマイナスで計上する。

(4) 再生資源回収·加工処理部門

平成23年表では、再生資源回収及び加工処理に要した経費のみの計上とし、経費は屑・副産物に付随して産出されることとする。

(5) 帰属計算部門

「帰属計算」とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、これを享受している部門がある場合に、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。この場合の産出先は、その効用を受けている部門で、経費または、消費として処理される。帰属計算を行う部門とその内容は、以下のとおりである。

① 生命保険及び損害保険部門の帰属保険サービス

生命保険は、全額「家計消費支出」に産出され、損害保険は内生部門と「家計消費支出」に産出される。

|市内生産額(帰属保険サービス)=(受取保険料+資産運用益)-(支払保険金+準備金純増)

② 政府建物に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない公務・教育等の政府サービス部門の建物についても,減価償却分を帰属 計算し,「資本減耗引当」に計上する。

政府サービス部門の市内生産額 = 費用額合計 + 資本減耗引当(帰属計算分)

③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

実際には家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅についても,通常の借家と同様,家賃を支払い,賃借しているとみなす扱いをする。原則として家計に産出している。

持家・給与住宅市内生産額(帰属家賃)=市中の粗賃貸料評価額(住宅の維持コスト+営業余剰)

(6) 仮設部門

産業連関表における内生部門の各部門は、アクティビティ・ベースに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないが、作表上の便宜や利用目的を考慮して仮に設定した次のような「仮設部門」が含まれている。

① 事務用品部門

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に「消耗品」として一括処理されることが多いため、産業連関表上では、これらを生産する各部門(行)は当該品目を一旦「事務用品」部門(列)へ産出し、各需要部門(列)は、これらを「事務用品」部門(列)から一括して投入する。

② 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動(例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、 自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等)を自社内でまかなう場合がある。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密には それぞれ運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。

しかし、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。このため、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、自家活動を「仮設部門」として独立させている。

③鉄屑,非鉄金属屑部門及び古紙

屑及び副産物は、原則として「マイナス投入方式」によって処理される。この場合、副産物は、 それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」 は、元来これらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。 このため、仮設の行部門のみ「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて処理する。

(7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの方法があり、平成23年表においては、「所有者主義」により推計している。

①「使用者主義」

これは、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。

このため、賃貸(レンタルまたはリース)業者から賃借を受けた生産設備については、その使用 部門が賃借料に相当する維持補修費と減価償却費及び純賃借料(粗賃借料から維持補修費と減価償 却費を控除したもの)を、当該部門の経費又は営業余剰(純賃借料部分)として計上することとな り、賃貸部門は部門として成り立たない。

②「所有者主義」

これは、実態に合わせて、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方で、別途、賃貸部門を立てる。

所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額(CT)となり、各生産部門は物品賃貸料(支払)を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

(8) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類」によって、a)産業(のうち「公的企業」)、b)対家計民間非営利サービス生産者、c)政府サービス生産者の3つに大別される。しかし、bについては、一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なることなどから、特殊な扱いが行われている。

- ① 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の市内生産額は、経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して、産業又は家計から支払われた料金相当額を、その負担部門(つまり料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額を「政府消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(9) 分類不明

「分類不明」は、一般的には、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめで計上するための項目であるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門推計上の残差の集積部門 (誤差調整項目) としての役割も持たせている。

8 その他

(1) 自家消費の取扱い

一貫工程の過程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・ 自家消費品は、原則として、生産額記述の対象としない。ただし、一貫生産工程における銑鉄と粗鋼 のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、原 則として、それぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上する。

しかし、実際の推計に当たり、工業統計調査などのように出荷ベースの統計によって生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がないため、結果として生産額に含まれないことになる。家計における自家生産・自家消費品については、農家・漁家の自己消費分のみ計上する。

(2) 本社・営業所経費の扱い

市内に工場があり、市外にその本社・営業所がある場合、本来、製造品出荷額には、本社・営業所の経費も含まれているが、資料の制約上、その経費は別計上していない。

(3) 委託生産の扱い

原材料生産部門では、商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が過大評価になる不都合が生じることから、非製造業からの委託生産分については、次式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより原材料費等を含んだ生産額にふくらましを行う。

生産額 = 加工賃収入額 × {製品価格 / (製品価格-原材料費)}